

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人事

月に平均15時間!シフト作成の手間を削減 リクルートのクラウド型管理ツールとは?

飲食店やコンビニといった各種店舗の運営に欠かせない作業の一つが「シフト作成」だ。一般的には店長など管理職が担当するケースが多いが、スタッフそれぞれの希望に沿ってシフトを埋める作業は意外に大変だ。飲食店の店長300人以上を対象にリクルートが実施したヒアリングによると、平均でも月15時間が費やされているという。その上、苦勞の末にシフトが完成しても抜けやダブリは不可避だ。業務の一環といえばそれまでだが、効率化は管理職の共通の願いだろう。

そんな悩みに応えるのが、リクルートが制作したクラウド型の管理ツール「Airシフト」だ。このツールの特長は、チャットベースでスタッフにシフトを打診し、「OK」と返答があった瞬間に、シフト表へ自動的に反映される点だ。シフト提出のリマインド機能もあり、スタッフとのコミュニケーションとシフト作成が一体化されている。さらにシフト管理や給与計算までできる上、他の既存アプリとも連携しているため、利便性は非常に高いといえる。

「Airシフト」の初期導入費用は無料で、利用料金も月1,000円からとお手軽だ。導入事例では、シフト作成の時間が従来に比べて74%も削減できた店舗もあるという。効率化で生まれた時間はより重要な業務に割り当てられ、生産性向上にもつながる。シフト勤務を採用している店舗や事業所は、検討する価値があるのではないだろうか。

税務会計

架空人件費の計上はダブルで追徴課税 納税していた源泉徴収額は還付?

脱税の手口でポピュラーなのは経費の架空計上だが、特に中小企業にみられる手法に、実際には支払っていない給料やアルバイト代などの人件費の架空計上がある。

架空人件費の計上には、まったく架空の従業員をねつ造する強引な手口もあるが、多いのは勤務実態のない家族などを「社員」にして人件費を過大計上する手口だ。さらには、架空計上が露見しないように、この架空人件費に対する源泉所得税を、ご丁寧に納税しているケースもみられる。きちんと源泉徴収しておけば、架空計上は調査されないと考えるのだろうが、税務調査はそんなに甘くはない。

このような所得の圧縮が税務調査などで判明した場合は、損金となっていた架空人件費が役員賞与とみなされて損金算入が否認され、増えた所得に対して法人税が追徴されるだけでなく、役員賞与として追徴課税される。つまりは、法人税と所得税で「ダブル追徴課税」されることになるわけだ。

ところで、上記の架空人件費に対して納税していた源泉徴収額については、実際には支給されていない給与に対するものであることから、還付の対象となる。第三者からみれば、税金をごまかしたペナルティとして没収してもいいように思えるが、税法にはそのような罰則規定はない。納税の意図はともかく、間違っても納めたものは返してくれる。

ともあれ、結局余分な税金を納めるはめにならないように、適正な申告を心がけたいものだ。

今週のキーワード

シフト勤務

複数の労働時間帯を用意し、従業員を交代制で勤務させる形態。24時間営業の店舗や工場、医療機関などで導入例が多い。従業員は、睡眠や休息と言った生理的な時間リズムが崩れて疲労が蓄積しやすいなど健康リスクが伴う点が課題。なお、育児・介護等の事情で「深夜に勤務できない」と申告している従業員には深夜帯の勤務を打診できない。